

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目 2 番 2 0 号エコ計画浦和ビル
氏 名 株式会社エコ計画
代表取締役 井上 綱隆

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項の許可を受けた者であることを証する。



許可の年月日 令和 6 年 2 月 8 日

許可の有効年月日 令和 7 年 7 月 1 5 日

1. 事業の範囲

- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を含む。）
- (2) 取り扱える産業廃棄物の種類
燃え殻、汚泥（※）（#1）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（※）（#1）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（※）（#1）、鉱さい、がれき類（※）、ばいじん、処分するために処理したもの
以上 17 種類
- (3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類
【事業場①】
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（#1）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（#1）、鉱さい、がれき類、ばいじん、処分するために処理したもの 以上 17 種類
【事業場②】
汚泥（廃乾電池に限る。）、廃油（廃乾電池に限る。）、廃プラスチック類（※）（#1）、ゴムくず、金属くず（#1）、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（※）（#1）、がれき類（※） 以上 7 種類

※1 産業廃棄物の種類に（※）表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※2 産業廃棄物の種類に（#1）表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
※3 産業廃棄物の種類に（#2）表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物または水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ施設等の所在地及び保管施設の概要は 2 面以降のとおり。

3. 許可の条件
収集運搬に伴う保管は、2. に掲げる場所及び施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成元年 1 月 18 日	指令環第 944 号	期限付け許可
平成 23 年 3 月 2 日	指令産廃第 1705 号	変更許可（石綿含有産業廃棄物の追加）
平成 30 年 11 月 1 日	指令北環第 52-2 号	更新許可（優良認定）
平成 31 年 3 月 11 日	指令産廃第 1321-1 号	変更許可（「積替え保管できる」2 種類の追加及び「積替え保管できる」3 種類の水銀使用製品産業廃棄物の追加）
令和 6 年 2 月 8 日	指令産廃第 1060-1 号	変更許可（「取り扱える」1 種類で水銀使用製品産業廃棄物の追加）

5. 積替え許可の有無 有
市名 さいたま市 許可番号 10110004328
※ 県内の政令市における許可の有無を記載。

6. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

本許可証は原本の写しであり、複写使用は無効です。

施設等の所在地

【事業場①】

埼玉県比企郡嵐山町花見台 12 番 以上 1 筆 (面積 10,000.00m²) に限る。

【事業場②】

埼玉県大里郡寄居町大字三ヶ山字上田 250 番 5、262 番 1、262 番 7、字大谷 352 番 5、352 番 6、352 番 7、字東高山 331 番 6、331 番 7 以上 8 筆 (面積 22,673.72m²) に限る。

保管施設の種類及び能力等

【事業場①】



エコ計画

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管上限
燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鋳さい、ばいじん、処分するために処理したもの 以上 9 種類	20.7m ²	4.6m (屋内)	95.1m ³ (95.1m ³ ピット)
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず、がれき類 以上 5 種類	21.4m ²	4.6m (屋内)	98.3m ³ (98.3m ³ ピット)
廃油 以上 1 種類	4.6m ²	1.5m (屋内)	2.0m ³ (200L ドラム缶×10 個)
廃酸 以上 1 種類	4.6m ²	1.5m (屋内)	2.0m ³ (200L ドラム缶×10 個)
廃アルカリ 以上 1 種類	4.6m ²	1.5m (屋内)	2.0m ³ (200L ドラム缶×10 個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず 以上 3 種類 (いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。)	3.3m ²	1.5m (屋内)	0.98m ³ (0.125m ³ プラ容器×3 個 200L ドラム缶×3 個)
汚泥、廃油、金属くず 以上 3 種類 (いずれも廃乾電池に限る。)	1.1m ²	1.0m (屋内)	0.40m ³ (200L ドラム缶×2 個)

【事業場②】

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ	保管土限
廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上5種類	40.0m ²	5.0m (屋内)	200.0m ³ (200.0m ³ ピット)
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず、がれき類 以上3種類（いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。）	12.2m ²	1.4m (屋内)	8.2m ³ (8.2m ³ コンテナ×1個)
廃プラスチック類、金属くず 以上2種類（いずれも廃バッテリーに限る。）	4.5m ²	1.6m (屋内)	3.9m ³ (0.96m ³ 網籠×4個)
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず 以上3種類（いずれも水銀使用製品産業廃棄物に限る。）	5.0m ²	1.5m (屋内)	1.5m ³ (0.125m ³ プラ容器×7個 200Lドラム缶×3個)
汚泥、廃油、金属くず 以上3種類（いずれも廃乾電池に限る。）	1.5m ²	1.0m (屋内)	0.40m ³ (200Lドラム缶×2個)

(以下余白)